

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2026年1月15日

【計算期間】 第7期中（自 2025年4月16日 至 2025年10月15日）

【ファンド名】 グローバル株式ファンド

【発行者名】 スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西島 洋

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号

【事務連絡者氏名】 小林 克也

【連絡場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号

【電話番号】 045-225-2080

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は、2025年10月31日現在の状況について記載してあります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	20,101,595,238	98.36
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		335,271,542	1.64
合計(純資産総額)		20,436,866,780	100.00

(注1) 国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2020年 4月15日)	564,572,685	564,572,685	8,709	8,709
第2期計算期間末 (2021年 4月15日)	5,268,463,885	5,268,463,885	13,060	13,060
第3期計算期間末 (2022年 4月15日)	7,193,172,501	7,193,172,501	14,429	14,429
第4期計算期間末 (2023年 4月17日)	9,428,279,424	9,428,279,424	14,335	14,335
第5期計算期間末 (2024年 4月15日)	13,593,481,022	13,593,481,022	19,001	19,001
第6期計算期間末 (2025年 4月15日)	14,252,271,685	14,252,271,685	18,241	18,241
2024年10月末日	15,763,143,268		20,804	
11月末日	15,616,080,150		20,463	
12月末日	16,145,441,237		21,268	
2025年 1月末日	16,126,785,338		21,051	
2月末日	15,888,110,816		20,618	
3月末日	15,961,640,317		20,480	
4月末日	14,949,426,819		19,084	
5月末日	16,321,417,940		20,586	
6月末日	16,979,686,392		21,306	
7月末日	17,756,762,689		22,404	
8月末日	18,060,230,092		22,694	
9月末日	18,936,005,170		23,665	
10月末日	20,436,866,780		25,357	

【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2019年 7月31日～2020年 4月15日	0
第2期計算期間	2020年 4月16日～2021年 4月15日	0
第3期計算期間	2021年 4月16日～2022年 4月15日	0
第4期計算期間	2022年 4月16日～2023年 4月17日	0
第5期計算期間	2023年 4月18日～2024年 4月15日	0
第6期計算期間	2024年 4月16日～2025年 4月15日	0

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2019年 7月31日～2020年 4月15日	12.9
第2期計算期間	2020年 4月16日～2021年 4月15日	50.0
第3期計算期間	2021年 4月16日～2022年 4月15日	10.5
第4期計算期間	2022年 4月16日～2023年 4月17日	0.7
第5期計算期間	2023年 4月18日～2024年 4月15日	32.5
第6期計算期間	2024年 4月16日～2025年 4月15日	4.0
第7期中間計算期間	2025年 4月16日～2025年10月15日	33.7

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

2【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2019年 7月31日～2020年 4月15日	794,070,316	145,824,971	648,245,345
第2期計算期間	2020年 4月16日～2021年 4月15日	5,125,121,986	1,739,278,461	4,034,088,870
第3期計算期間	2021年 4月16日～2022年 4月15日	3,147,088,484	2,195,887,628	4,985,289,726
第4期計算期間	2022年 4月16日～2023年 4月17日	2,378,062,910	786,093,691	6,577,258,945
第5期計算期間	2023年 4月18日～2024年 4月15日	2,907,311,823	2,330,383,966	7,154,186,802
第6期計算期間	2024年 4月16日～2025年 4月15日	2,003,702,851	1,344,707,580	7,813,182,073
第7期中間計算期間	2025年 4月16日～2025年10月15日	1,051,402,273	860,645,971	8,003,938,375

(注1)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

3【ファンドの経理状況】

【グローバル株式ファンド】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- (2)中間財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（自 2025年4月16日 至 2025年10月15日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 (2025年 4月15日現在)	第7期中間計算期間 (2025年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	334,672,078	424,364,020
投資信託受益証券	13,984,249,658	19,162,437,486
未収入金	20,000,000	-
未収利息	3,209	4,069
流動資産合計	14,338,924,945	19,586,805,575
資産合計	14,338,924,945	19,586,805,575
負債の部		
流動負債		
未払解約金	49,024,792	31,374,146
未払受託者報酬	2,162,560	2,364,217
未払委託者報酬	35,033,454	38,300,282
その他未払費用	432,454	472,786
流動負債合計	86,653,260	72,511,431
負債合計	86,653,260	72,511,431
純資産の部		
元本等		
元本	7,813,182,073	8,003,938,375
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,439,089,612	11,510,355,769
（分配準備積立金）	2,793,973,295	2,508,255,094
元本等合計	14,252,271,685	19,514,294,144
純資産合計	14,252,271,685	19,514,294,144
負債純資産合計	14,338,924,945	19,586,805,575

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第6期中間計算期間 自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日	第7期中間計算期間 自 2025年 4月16日 至 2025年10月15日
営業収益		
受取利息	71,617	592,465
有価証券売買等損益	992,207,676	4,909,187,828
営業収益合計	992,279,293	4,909,780,293
営業費用		
受託者報酬	1,983,275	2,364,217
委託者報酬	32,129,054	38,300,282
その他費用	396,597	472,786
営業費用合計	34,508,926	41,137,285
営業利益又は営業損失（ ）	957,770,367	4,868,643,008
経常利益又は経常損失（ ）	957,770,367	4,868,643,008
中間純利益又は中間純損失（ ）	957,770,367	4,868,643,008
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	36,812,852	303,066,389
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,439,294,220	6,439,089,612
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,185,691,791	1,228,614,346
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,185,691,791	1,228,614,346
剰余金減少額又は欠損金増加額	749,165,492	722,924,808
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	749,165,492	722,924,808
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,796,778,034	11,510,355,769

（ 3 ） 【 中間注記表 】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

（ 中間貸借対照表に関する注記 ）

	第6期 (2025年 4月15日現在)	第7期中間計算期間 (2025年10月15日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	7,813,182,073口	8,003,938,375口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1,8241円 (18,241円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2,4381円 (24,381円)

（ 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

該当事項はありません。

（ 金融商品に関する注記 ）

金融商品の時価等に関する事項

	第7期中間計算期間 (2025年10月15日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（ デリバティブ取引等に関する注記 ）

該当事項はありません。

（ 重要な後発事象に関する注記 ）

該当事項はありません。

（ その他の注記 ）

元本の移動

区分	第6期 自 2024年 4月16日 至 2025年 4月15日	第7期中間計算期間 自 2025年 4月16日 至 2025年10月15日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	7,154,186,802円	7,813,182,073円
期中追加設定元本額	2,003,702,851円	1,051,402,273円
期中一部解約元本額	1,344,707,580円	860,645,971円

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

2025年10月31日現在の資本金の額	3億円
発行可能株式総数	100,000株
発行済株式総数	60,000株

(2)【事業の内容及び営業の状況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

2025年10月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	17	140,567
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	17	140,567

(3)【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2026年1月15日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

5【委託会社等の経理状況】

- (1)委託会社であるスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。また、委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。
- (2)財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3)委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度に係る中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別	注記番号	前事業年度 (2024年 3月31日現在)		当事業年度 (2025年 3月31日現在)	
		内訳(千円)	金額(千円)	内訳(千円)	金額(千円)
(資産の部)					
流動資産					
預金	2		580,173		656,517
前払費用			28		533
未収委託者報酬			292,257		263,832
未収入金			126		-
流動資産計			872,586		920,883
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	1,686		1,579	
器具備品	1	1,258		857	
無形固定資産					
ソフトウェア		1,101		1,061	
投資その他の資産			-		1,912
繰延税金資産		-		1,912	
固定資産計			4,046		5,411
資産合計			876,632		926,294
(負債の部)					
流動負債					
預り金			325		240
未払金			181,470		163,950
未払手数料	2	156,407		140,361	
未払委託調査費		19,054		15,998	
その他未払金		6,008		7,590	
未払費用			330		467
未払法人税等			12,957		19,812
未払消費税等			5,999		8,293
流動負債計			201,083		192,763
負債合計			201,083		192,763
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			300,000		300,000
資本剰余金			300,000		300,000
資本準備金		300,000		300,000	
利益剰余金			75,549		133,530
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		75,549		133,530	
株主資本計			675,549		733,530
純資産合計			675,549		733,530
負債・純資産合計			876,632		926,294

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)		当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)		
		科目	注記番号	内訳(千円)	金額(千円)	内訳(千円)
営業収益						
委託者報酬			910,493		931,126	
営業収益計				910,493		931,126
営業費用						
支払手数料	1			500,990		502,545
広告宣伝費				2,236		4,054
調査費				83,749		76,095
調査費			4,285		4,285	
委託調査費	1		79,463		71,809	
委託計算費				44,813		45,831
営業雑経費				33,067		31,621
通信費			771		806	
印刷費			31,091		29,045	
諸会費			1,203		1,265	
その他			-		504	
営業費用計				664,857		660,147
一般管理費						
給料				154,904		154,242
役員報酬			27,168		27,168	
給料・手当			127,736		127,074	
法定福利費				3,044		2,735
福利厚生費				5		10
交際費				467		209
会議費				-		0
旅費交通費				6,184		6,484
租税公課				6,144		6,358
不動産賃借料				10,145		10,145
修繕維持費				618		-
固定資産減価償却費				3,041		1,132
消耗品費				208		210
支払報酬				6,495		6,905
支払手数料				212		200
諸経費				1,198		1,087
一般管理費計				192,671		189,724
営業利益				52,965		81,253
営業外収益						
雑収入		4			258	
営業外収益計				4		258
経常利益				52,969		81,511
特別損失						
固定資産除却損	2		-	-	417	
特別損失計				-		417

税引前当期純利益		52,969	81,094
法人税、住民税及び事業税		16,501	25,026
法人税等調整額		-	1,912
当期純利益		36,468	57,981

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2023年4月1日至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	39,080	39,080	639,080	639,080
当期変動額							
当期純利益				36,468	36,468	36,468	36,468
当期変動額合計				36,468	36,468	36,468	36,468
当期末残高	300,000	300,000	300,000	75,549	75,549	675,549	675,549

当事業年度（自2024年4月1日至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	75,549	75,549	675,549	675,549
当期変動額							
当期純利益				57,981	57,981	57,981	57,981
当期変動額合計				57,981	57,981	57,981	57,981
当期末残高	300,000	300,000	300,000	133,530	133,530	733,530	733,530

注記事項

（重要な会計方針）

1．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～18年
器具備品	4～10年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
建物	80千円	187千円
器具備品	14,303千円	14,704千円
計	14,384千円	14,892千円

2．関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
預金	332,191千円	272,792千円
未払手数料	72,165千円	68,556千円

(注) 預金、未払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

（損益計算書関係）

1．関係会社に係る注記

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
支払手数料	213,595千円	224,641千円
委託調査費	40,994千円	39,145千円

(注1) 支払手数料は、その他の関係会社である株式会社横浜銀行との取引により発生した金額を記載しております。

(注2) 委託調査費は、その他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社との取引により発生した金額を記載しております。

2．固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
ソフトウェア		417千円
計		417千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000株			60,000株

当事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	60,000株			60,000株

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である信託財産を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託財産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

営業債務である未払金に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金については、主に当社が受け取った報酬の内から支払われるものであり、リスクに晒されることは無いと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関して、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて、格付け等を考慮した上で決定しております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社が保有する営業債権・債務は、短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。支払状況などを随時確認し、運転資金の状況を把握することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	580,173	-
未収委託者報酬	292,257	-
合計	872,430	-

当事業年度（2025年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	656,517	-
未収委託者報酬	263,832	-
合計	920,350	-

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	1,194	1,767
その他	145	145
繰延税金資産小計	1,339	1,912
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,339	
評価性引当額小計	1,339	
繰延税金資産合計		1,912
繰延税金負債		
繰延税金負債合計		
繰延税金資産(負債)の純額		1,912

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日現在)	当事業年度 (2025年 3月31日現在)
実効税率	30.04%	30.04%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21%	0.04%
住民税均等割	0.60%	0.38%
評価性引当額の増減	0.34%	1.67%
その他	2.69%	0.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.50%	28.85%

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1．客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の2.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 横浜銀行	神奈川県 横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	213,595	未払 手数料	72,165
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行 株式会社	東京都 千代田区	3,420	信託業 及び 銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の 支払	40,994	未払委託 調査費	3,807

1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

2．親会社に関する注記

前事業年度（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）その他の関係会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 横浜銀行	神奈川県 横浜市	2,156	銀行業	直接34%	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	投資信託に係 る事務代行手 数料の支払	224,641	未払 手数料	68,556
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行 株式会社	東京都 千代田区	3,420	信託業 及び 銀行業	直接21%	投資の助言	投資助言料の 支払	39,145	未払委託 調査費	3,434

1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言料については、各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

2．親会社に関する注記

当事業年度（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)		当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	
1株当たり純資産額	11,259.15円	1株当たり純資産額	12,225.51円
1株当たり当期純利益金額	607.80円	1株当たり当期純利益金額	966.35円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
当期純利益(千円)	36,468	当期純利益(千円)	57,981
普通株主に帰属しない金額(千円)		普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純利益(千円)	36,468	普通株式に係る当期純利益(千円)	57,981
普通株式の期中平均株式数(株)	60,000	普通株式の期中平均株式数(株)	60,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

期別	科目	注記番号	第12期中間会計期間末 (2025年 9月30日現在)	
			内訳(千円)	金額(千円)
(資産の部)				
流動資産				
	預金			673,252
	前払費用			1,740
	未収委託者報酬			256,724
	流動資産計			931,717
固定資産				
	有形固定資産			2,277
	建物	1	1,525	
	器具備品	1	751	
	無形固定資産			879
	ソフトウェア		879	
	その他投資の資産			1,343
	繰延税金資産		1,343	
	固定資産計			4,499
	資産合計			936,217
(負債の部)				
流動負債				
	未払金			159,657
	未払手数料		136,249	
	未払委託調査費		15,081	
	その他未払金		8,325	
	未払費用			805
	未払法人税等			11,057
	未払消費税等			5,977
	流動負債計			177,502
	負債合計			177,502
(純資産の部)				
株主資本				
	資本金			300,000
	資本剰余金			300,000
	資本準備金		300,000	
	利益剰余金			
	その他利益剰余金			158,714
	繰越利益剰余金		158,714	
	純資産合計			758,714
	負債・純資産合計			936,217

(2) 中間損益計算書

期別		第12期中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)			
		科目	注記番号	内訳(千円)	金額(千円)
営業収益					
委託者報酬				441,364	
営業収益計					441,364
営業費用					
支払手数料				236,653	
広告宣伝費				1,382	
調査費				34,760	
調査費				2,243	
委託調査費				32,517	
委託計算費				22,750	
営業雑経費				14,936	
通信費				437	
印刷費				13,086	
諸会費				632	
その他				779	
営業費用計					310,482
一般管理費					
給料				77,868	
役員報酬				13,493	
給料・手当				64,375	
法定福利費				967	
保険料				16	
交際費				203	
旅費交通費				3,296	
租税公課				3,251	
不動産賃借料				5,072	
固定資産減価償却費	1			342	
消耗品費				108	
支払報酬料				2,530	
支払手数料				59	
諸経費				658	
一般管理費計					94,376
営業利益					36,505
営業外収益					
雑収入				304	
営業外収益計					304
経常利益					36,810
税引前中間純利益					36,810
法人税、住民税及び事業税					11,057
法人税等調整額					569
中間純利益					25,183

(3) 中間株主資本等変動計算書

第12期中間会計期間（自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	300,000	300,000	300,000	133,530	133,530	733,530	733,530
当中間期変動額							
中間純利益				25,183	25,183	25,183	25,183
当中間期変動額合計				25,183	25,183	25,183	25,183
当中間期末残高	300,000	300,000	300,000	158,714	158,714	758,714	758,714

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	4～10年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の信託期間にわたり収益として認識しております。

（中間貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額

	第12期中間会計期間末 (2025年 9月30日現在)
建物	241千円
器具備品	7,100千円
計	7,341千円

（中間損益計算書関係）

1．減価償却実施額

	第12期中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
有形固定資産	159千円
無形固定資産	182千円
計	342千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第12期中間会計期間（自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	60,000株	-	-	60,000株

（リース取引関係）

第12期中間会計期間（自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第12期中間会計期間末（2025年 9月30日現在）

「預金」、「未収委託者報酬」、「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第12期中間会計期間（自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第12期中間会計期間（自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第12期中間会計期間（自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）

1．セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の2.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間において存在する顧客との契約から翌中間会計期間以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第12期中間会計期間 （自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）	
1株当たり純資産額	12,645.24 円
1株当たり中間純利益金額	419.73 円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益（千円）	25,183
普通株主に帰属しない金額（千円）	
普通株式に係る中間純利益（千円）	25,183
普通株式の期中平均株式数（株）	60,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 康彦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

五十嵐 康彦

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月26日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 康彦

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル株式ファンドの2025年4月16日から2025年10月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル株式ファンドの2025年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月16日から2025年10月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。